

平成28年 第5回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

平成28年4月27日 (水)

平成28年 第5回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 平成28年4月27日(水) 午後4時00分～
- 2 場所 小林中央公民館 2階 集会室
- 3 出席委員 槇健一郎 大部菌智子 山中悦郎 大角安子 中屋敷史生
- 4 参与職員 山下康代 上別府優 深田利広 大山和彦 古沢博文
(調整職員) 野口健史

5 議事

(報告)

報告第6号 平成28年度ALT(外国語指導助手)について

(議案)

議案第29号 小林市教育委員会委員長の選任について

議案第30号 小林市教育委員会委員長職務代理者の指定について

議案第31号 平成28年度学校運営協議会委員の委嘱について

議案第32号 平成28年度奨学生選考委員会委員の委嘱について

議案第33号 平成28年度スクールサポートセンター職員の委嘱について

議案第34号 平成28年度学校図書館支援センタースタッフ及び協力員の委嘱について

議案第35号 平成28年度教育研究センター研究員の委嘱について

議案第36号 平成28年度適応指導教室指導員の委嘱について

議案第37号 平成28年度スクールアシスタントの委嘱について

議案第38号 平成28年度スクールソーシャルワーカーの委嘱について

議案第39号 平成28年度小学校副担任講師の任命について

議案第40号 平成28年度学校医等の委嘱について

議案第41号 平成28年度こばやしスクールサポートボランティアセンターアドバイザーの委嘱について

議案第42号 平成28年度こばやしスクールサポートボランティアセンター学校コーディネーターの任命について

議案第43号 平成28年度こばやしスクールサポートボランティアセンター地域コーディネーターの任命について

議案第44号 平成28年度図書館協議会委員の委嘱について

議題第45号 平成28年度社会教育委員の委嘱について

議題第46号 平成28年度社会教育指導員の委嘱について

議案第47号 平成28年度小林市子ども読書推進委員会委員の委嘱について

議案第48号 平成28年度小林市教育集会所運営審議会委員の委嘱について

議案第49号 平成28年度放課後子ども教室コーディネーター、教育活動サポーターの委嘱について

議案第50号 小林市教育委員会職員の服務に関する取扱について

会議内容

開会 15 : 55

槇委員長 それでは4月18日付、告示第13号で招集いたしました、平成28年度第5回小林市教育委員会定例会を開催いたします。

まず、報告第6号平成28年度ALTについて、お願いいたします。

山下教育部長 それでは、報告第6号平成28年度ALT（外国語指導助手）について報告いたします。

グローバル化の進展に対応した人材の育成を図るために、平成27年度までは2名体制でしたけれども、本年度から3名体制にいたしまして、ALTの派遣体制をより一層充実させることにいたしました。

その3名のスタッフをご紹介します。一人目、ケイン・フロストです。

この方は、平成24年度から配置していますので、今年度で5年目になります。オーストラリア出身、33歳の男性です。

次に、ケビン・ノートン、本年度4月から新しく配置しました。35歳、アイルランド出身の方になります。

最後に、ロレーナ・フローレス、この方も、本年度4月から新しく配置したアメリカ出身の24歳の女性になります。この3名で、平成28年度、英語教育の充実に取り組んでいこうと思っております。以上です。

槇委員長 ありがとうございます。

何かご質問はありますか。よろしいでしょうか。どうぞ。

大部菌職務代理 2名体制が3名になるということは、子どもたちと交流する時間は長くなるのか、そういうことですか。

山下教育部長 小林小を例にしますと、27年度は年に21日間の配置日数だったんですけれども、28年度は30日程度になり日数的には9日増えるということです。どの学校も日数的に増えるよう派遣体制を計画しております。

槇委員長 よろしいですか、何かないですか。よろしいでしょうか。（なし）

槇委員長 それでは、続きまして、議案に入らせていただきます。

議案第29号小林市教育委員会委員長の選任についてご提案申し上げます。説明をお願いします。どうぞ。

山下教育部長 それでは、議案第29号小林市教育委員会委員長の選任について、ご提案申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項に、「委員長の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。」とあります。本市では、先の地教行法改正を受けて、現教育長の任期満了までは経過措置のままとする方針でありますので、平成28年度の教育委員長の選任を求めるものであります。

選任の方法につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に、教育長を除く「委員のうちから、委員長を選挙しなければならない。」とあります。小林市教育委員会会議規則第2条第1項で、委員長の選挙は、会議において、無記名投票により有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする、また同規則第2条第2項に、全委員に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができるとありますので、選挙、または指名推選のいずれかの方法によって委員長の選任を求めるものであります。以上、よろしく願いいたします。

楨委員長 ただいま説明があったとおりですけれども、選挙と指名推選ということの両方がございますが、いかがいたしましょうか。

大部菌職務代理 指名推選がいいかと思いますが、いかがでしょうか。

楨委員長 今、指名推選の提案がありましたけど、指名推選により選任するということで異議ないでしょうか。(異議なし)
それでは、ご異議がないということですので、どなたか被指名人をご指名していただきたいと思えます。

大部菌職務代理 現職の楨委員長のままでお願いしたいと思えます。

楨委員長 今、現職を推選するという発言がありましたけども、ここでお諮りいたします。現職を再任することに全員の同意をいただけますでしょうか。
(異議なし)

どうもありがとうございます。

異議なしということでございますので、現職を再選することに決定いたしました。よろしく願いいたします。

楨委員長 続きまして、議案第30号小林市教育委員会委員長職務代理者の指定についてを上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

どうぞ。

山下教育部長 議案第30号小林市教育委員会委員長職務代理者の指定について、ご提案申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項及び小林市教育委員会会議規則第3条の規定に基づき、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたとき、その職務を行う委員長職務代理者の指定を求めますのでございます。教育委員長の場合と同様、新制度への経過措置の中での対応になります。

指定方法につきましては、第2項で、職務代理者の指定は、小林市教育委員会会議規則第3条第2項により、前条の規定を準用するというものですので、委員長選定と同様に、選挙または指名推選のどちらかの方法で指定をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

榎委員長 今の説明もありましたが、この案も選挙と指名推選の2通りがあるということでございますが、いかが取り計らいましょうか。

山中委員 同様に指名推選でいいかと思えます。

榎委員長 ただいま、指名推選という発言がございましたが、ご異議はございませんでしょうか。(異議なし)

よろしいでしょうか。

それでは、異議がないということですので、どなたか被推選員をご指名いただきたいと思います。

大角委員 現職の大部菌委員でお願いしたいと思います。

榎委員長 ただいま、大部菌委員を職務代理者に推選すると発言がございましたが、お諮りいたします。大部菌委員を委員長職務代理者とするということに全員の同意がいただけますか。(異議なし)

それでは、全員異議なしということでございます。したがって、大部菌委員が委員長職務代理者に決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

(就任挨拶)

榎委員長 ただいま、委員長ということで推選いただきましてありがとうございます。時間的な制約もありますが、今年1年間、できうる限りの時間の中で、職務に邁進し、取り組んでいきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

大部菌職務代理 ただいま、指名推選という形で職務代理者の指名を受け、ありがとうございます。大変責任の重い仕事で、本当に身が引き締まる思いでございます。小林の子どもたちが自ら目標を持って未来をたくましく生き抜く子どもたちに育つよう、一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いします。

槇委員長 それでは、次の議案に移りたいと思います。
議案第31号平成28年度学校運営協議会委員の委嘱について、お願いいたします。どうぞ。

山下教育部長 それでは、議案第31号平成28年度学校運営協議会委員の委嘱についてをご提案申し上げます。
小学校が66名の方になります。中学校が52名、合計いたしまして118名の皆様に、本年度、お願いしたいと思っております。以上です。

槇委員長 ありがとうございます。
何かご質問はないでしょうか。

中屋敷教育長 区分の中に“その他”というのがありますが、地域住民でもない、保護者でもない、その他というのはどのような方々なのでしょう。

山下教育部長 規則の第4条の中に4項目ありますとおり、その他のところに、その他教育委員会が適当と認める者というのがあります。

古沢主幹 この運営協議会の委員の方々は、各学校長の推薦を受け、教育委員会が委嘱するということが規則で定められています。
今回、その他となっている方は、地域の保育園長さんですので、地域住民でもない、保護者でもないということです。以上です。

中屋敷教育長 地域住民、保護者、コーディネーター、ボランティア以外は、全部、その他にしていますよという意味でいいんですね。

古沢主幹 規則の区分でいきますと、そういう区分をさせていただいております。

中屋敷教育長 わかりました。

槇委員長 他にないでしょうか。よろしいでしょうか。(なし)
それでは、この第31号議案をご承認いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございました。

槇委員長 続きまして、議案第32号平成28年度奨学生選考委員会委員の委嘱について、お願いいたします。どうぞ。

山下教育部長 それでは、議案第32号平成28年度奨学生選考委員会委員の委嘱についてご提案いたします。

貸与条例第16条（組織）で、委員の数は8人以内とし、中学校及び高等学校の校長、知識経験を有する者とありますので、今年度は5人の方をお願いをしたいと考えております。

28年度の貸し付け申請のあった方は、現在、9名いらっしゃいます。内訳といたしましては、大学へ進学が5人、高校進学が4人という状況であります。本年度の選考委員会は、5月13日に開催をしたいと思っております。以上です。

槇委員長 ありがとうございます。

何かご質問はないでしょうか。（なし）

選考委員会で選考から外されることはあるんですか。

野口 これまでの数年間を見ても、選考から外された事例はありません。選考基準に成績や家庭の所得状況などが示されておりますが、本人の将来を左右する可能性も含んでおりますので返済等に余ほどの不安要素が無い限りは決定に至っていると思います。

中屋敷教育長 委員構成についてですけど、小林中、紙屋中、小林秀峰高校の校長が新たに委嘱した委員だと思うんです。自立相談支援センターはどうですか、民生委員の方も継続かと思っておりますが、それについてはいかがですか。もう一つは、この校長の選び方というのは何か基準があるんですかという質問です。

山下教育部長 まず、知識経験者ですが、2人とも新規の方になります。児童・民生委員が1人だったんですけども、今回、別の委員になっております、社会福祉協議会に依頼いたしまして推薦いただきました。それから、自立相談支援センターにもお願いしまして、推薦いただいて、2人の方が新規になります。

それと、学校長については、貸し付けの申請があった出身の高校、中学の校長先生になっていただく予定です。以上です。

中屋敷教育長 これ以外の学校からは貸し付け希望はないと考えていいんですか。

山下教育部長 大学進学者の中には、出身中学が異なることもあるかと思いますが、概ね出身中学、出身高校を網羅しております。

- 榎委員長 よろしいでしょうか。何がお質問はないですか。(なし)
それでは、議案第32号平成28年度奨学生選考委員会委員の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。
- 榎委員長 続きまして、議案第33号平成28年度スクールサポートセンター職員の委嘱について、お願いいたします。どうぞ。
- 山下教育部長 それでは、議案第33号平成28年度スクールサポートセンター職員の委嘱についてご提案いたします。
市内全学校事務職員で構成します小林スクールサポートセンターを設置しまして教員の事務負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間を確保するためのシステム開発・運用を行っております。本年度は、25名の方をお願いしたいと考えております。以上です。
- 榎委員長 ありがとうございます。
何かご質問はないでしょうか。(なし)
毎年。この所長さんとか事務局長さんというのは変更になるのですか。
- 古沢主幹 21校で構成しているんですけども、所長については、中心校を小林小学校と位置づけていますので、そのまま小林小学校の校長が所長ということで充て職になっています。残り、事務局長以下24名については、各学校の事務室にいる事務職員が当たっていますので、本年度、異動が数名ございましたので、新たな方が異動に伴って数名入っております。
- 榎委員長 わかりました、ありがとうございます。
何かほかにご質問はないですか。よろしいですかね。(なし)
それでは、議案第33号平成28年度スクールサポートセンター職員の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。
- 榎委員長 続きまして、議案第34号平成28年度学校図書館支援センタースタッフ及び協力員の委嘱について、お願いいたします。どうぞ。
- 山下教育部長 それでは、議案第34号平成28年度学校図書館支援センタースタッフ及び協力員の委嘱について、ご提案申し上げます。
支援センターについては、本年度より運営を小林市立図書館に業務委託いたしました。公立図書館が持つ専門的な知識、技術を活用して学校図書館

の運営を支援していただこうと思っております。

学校図書館支援センタースタッフが2名、それから図書館協力員につきましては、各学校に1名ずつ、1名で2校持っていらっしゃる方もいらっしゃるんですけども、この方たちをお願いをしたいと思っております。本年度でいきますと、細野小学校と永久津小学校の2名が新しい協力員の方になります。以上です。

槇委員長

ありがとうございます。

何かご質問はないでしょうか。ないですか。(なし)

それでは、平成28年度学校図書館支援センタースタッフ及び協力員の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長

続きまして、議案第35号平成28年度教育研究センター研究員の委嘱について、お願いいたします。どうぞ。

山下教育部長

それでは、議案第35号平成28年度教育研究センター研究員の委嘱についてをご提案申し上げます。

本年度も、20名の先生たちを研究員、それから、コンサルタントということで、研究員の指導、助言を3名の先生方に委嘱して、専門的かつ技術的教育内容の研究をしていただきたいと思いますと思っております。以上です。

槇委員長

ありがとうございます。

何かご質問はないでしょうか。(なし)

教育センターというのは、どういう組織ですか。

大山指導監

26市町村全てにこのような組織があるわけではありませんが、9市には、全部このような組織があります。これはどういう位置づけかというと、学校を離れて、教育委員会の附属機関という位置付けであります。

何をやるかというと、各学校は各学校の教育的課題を解決していくんですけども、市の教育委員会としては、市の全体的な教育課題を解決するための研究が必要になってきます。それを担ってもらうのがこの組織であり、研究の内容等についても、教育委員会からお願いをして研究をしていただくということになります。

本来なら、教育部の中で責任者を入れてやらなきゃいけないんですけども、教育部の中も業務が錯綜しておりまして、なかなかできないので、校長先

生とか教頭先生とかの管理職に、このセンターのマネジメントをお願いしているということでもあります。会がどうしても時間外になりますので、それに見合う手当は支給しております。

そして、年度末2月に、各市町村のこれらの組織の発表会において小林の研究を発表します。そして、同じく1月か2月に教育論文の表彰式というのがあるんですけども、そういうときにこの研究の成果を発表して、各21校の先生方への共有化を図って実践をしてもらおうというような形をとっています。

槇委員長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、議案第35号平成28年度教育研究センター研究員の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第36号平成28年度適応指導教室指導員の委嘱について、お願いいたします。どうぞ。

山下教育部長 それでは、議案第36号平成28年度適応指導教室指導員の委嘱についてご提案申し上げます。

不登校児童生徒の学校復帰を支援するために適応指導教室を設置しております。2人の方をお願いしたいと考えております。1番目の方については、継続であります。2番目の方については、今年度、交替で新規の指導員ということをお願いをしたいと思っております。以上です。

槇委員長 ありがとうございます。

何かご質問はないでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

大部菌職務代理 新しい指導員の方の年齢は、だいたい何歳ぐらいですか。

山下教育部長 五十七歳だと思います。

槇委員長 よろしいですか。ほかにご質問はないでしょうか。(なし)

それでは、議案第36号平成28年度適応指導教室指導員の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、第37号平成28年度スクールアシスタントの委嘱について、お願いいたします。どうぞ。

山下教育部長 それでは、第37号平成28年度スクールアシスタントの委嘱についてを

ご提案申し上げます。

本年度は、3名の方々にお願いしたいと思っております。3名とも継続の方です。なお、27年度までは5名体制だったんですけれども、本年度、学校との協議の上で3名体制でしたいと思っております。以上です。

榎委員長 何かご質問はないでしょうか。よろしいですか。(なし)

それでは、第37号平成28年度スクールアシスタントの委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

榎委員長 続きまして、議案第38号平成28年度スクールソーシャルワーカーの委嘱について、お願いいたします。どうぞ。

山下教育部長 それでは、議案第38号平成28年度スクールソーシャルワーカーの委嘱についてご提案いたします。

本年度、新規に市単独でスクールソーシャルワーカーを設置いたします。これによりまして、27年度から、県から派遣をいただいている方と2名体制で対応できることとなります。以上です。

榎委員長 何かご質問はないでしょうか。どうぞ。

中屋敷教育長 補足ですけれども、今まで県からの派遣が1名、そして、今申し上げた方で小林市としては2名になるんですけれども、県の説明では、南部教育事務所管内の三股町、都城市、小林市、えびの市、高原町に今まで2名で、北諸県郡と西諸県郡で各1名体制でしたが、今年度3名になったということです。この1名がどこの担当になるのか、ちょっとわかりませんが、3名体制になったという説明が昨日ありました。

榎委員長 増えたんですね。

中屋敷教育長 増えました。国も、必要性を認め増員するということをやっておりますので、1名は増えたということです。ただ、今後は県立学校にも行くということでしたので、どのくらい増えるかはちょっとわかりません。

榎委員長 何かご質問はないですか。

どうぞ。

大部 蘭職務代理 市の単独でこのソーシャルワーカーの方は、普段はどこにいらっしゃるのか、学校教育課と書いてありますが、常駐という形になるんですか。

槇委員長

どうぞ。

古沢主幹

この方については、勤務が年間100日以内としております。年間100日以内で原則週2日ということで、1日当たりの勤務時間が6時間ということになっております。原則、週2日は学校教育課に駐在しまして、机もパソコン等も設置していますが、そこで事務的な仕事をしていただいたり、あるいは、学校に必要な応じて訪問していただいたりということをしていただいております。身分は、小林市の非常勤特別職の職員ということになりまして、教育委員会が委嘱をしているという立場の方になります。

槇委員長

実際に勤務するのはどれぐらいなんですかね、今までのソーシャルワーカーの方もいらっしゃいますので。

古沢主幹

先ほどあったように、昨年度まで県の派遣の方1名が、いろいろ、学校とか家庭訪問をされたりして対応していたんですけど、正直言いますと、その1名では、対応し切れていない部分がありましたので、今回は、もう1名、市単独で任用し、スクールソーシャルワーカーを有効に活用するようにすることができることから、まだまだ救える児童生徒がいると考えております。県内では市単独で配置したのは宮崎市に次いで2番目です。本市でも、スクールソーシャルワーカーを必要とする児童生徒がいますので、スクールソーシャルワーカーを市単独で1名増員したということになります。

中屋敷教育長

昨年度の不登校児童生徒はその前年度に比較して減っているんですが、不登校児童生徒の背景として、家庭状況などもあり、なかなか登校できない現状があります。ひどい時にはもう会えない。学校の職員、担任が行っても会わせてもらえないという状況があります。

ところが、学校の職員は、自分の学級とか生徒を待たせて行っているわけでありまして、そちらの業務もあることから、なかなか入り込めないところもあります。もうこれ以上不登校児童生徒を出してはいけない、子どもが教育を受けられない状況にしてはいけないということで、今回、初めて市単独でソーシャルワーカーを認めていただいたということになります。

槇委員長

わかりました。

いや、これを見ていて、6時間でできるのかな、足りるのかなと思ったものですから、実働はどれぐらいかなと尋ねたんですけどね。結構多いです

よね。

中屋敷教育長 家に行っても、お母さんに会えないので、職場に行ってその職場の物を買いながらコミュニケーションを図る、もういろんな工夫をされています。だから、その時間帯だけではとてもじゃないんですけど、本当にボランティアみたいな形でもやはり一生懸命やられています。

槇委員長 時間が足りるのかなと思ったものですから、1日6時間で週2日では、足りないような気がしたものですから。

それでは、議案第38号平成28年度スクールソーシャルワーカーの委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)

槇委員長 ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第39号平成28年度小学校副担任講師の任命について、説明をお願いいたします。どうぞ。

山下教育部長 それでは、議案第39号平成28年度小学校副担任講師の任命についてをご提案いたします。

4月1日現在の副担任の配置で11名を任命いたします。平成27年5月1日の段階では14名だったんですけども、今年度は11名でスタートいたしました。以上です。

槇委員長 何かご質問はないでしょうか。どうぞ。

大部菌職務代理 先生方の出身は、小林市内の方が多いんですか。出身までわかりませんか。

古沢主幹 正確には把握していないんですけど、数名、小林市出身がいます。半分はいなかったと思いますけども。

中屋敷教育長 確かに宮崎から来られている方もいらっしゃいます。全てが地元ではないですね。地元出身が多いに越したことはないんですけど。

槇委員長 ほかに何かご質問はないでしょうか。よろしいですか。(なし)

ないようですので、議案第39号平成28年度小学校副担任講師の任命について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第40号平成28年度学校医等の委嘱について、お願いいたします。どうぞ。

山下教育部長 議案第40号平成28年度学校医等の委嘱についてということで、内科、

眼科、耳鼻科、歯科、薬剤師となります。歯科で2人の方を、新規でお願いいたします。以上になります。

槇委員長

ありがとうございます。

何かご質問はないですか。(なし)

ないようですので、議案第40号平成28年度学校医等の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長

続きまして、議案第41号平成28年度こばやしスクールサポートボランティアセンターアドバイザーの委嘱について、お願いいたします。

どうぞ。

上別府課長

議案第41号でございます。こばやしスクールサポートボランティアセンターアドバイザーの委嘱についてを、お願いいたします。

名簿をつけてありますけど、社会教育課の横に事務局を構えまして、業務を行っているところでございます。

槇委員長

何かご質問はないでしょうか。(なし)

ご質問はないようですので、議案第41号平成28年度こばやしスクールサポートボランティアセンターアドバイザーの委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。(はい) ありがとうございます。

槇委員長

続きまして、議案第42号平成28年度こばやしスクールサポートボランティアセンター学校コーディネーターの任命について、お願いいたします。

どうぞ。

上別府課長

議案第42号でございます。

先ほどの関連でございますけど、こちらにつきましては、学校のコーディネーターということで、小中学校の教頭先生をコーディネーターとして、委嘱しております。よろしく申し上げます。

槇委員長

何かご質問はないでしょうか。いいですか。(なし)

それでは、議案第42号平成28年度こばやしスクールサポートボランティアセンター学校コーディネーターの任命について、ご承認いただけますでしょうか。(はい) ありがとうございます。

槇委員長

続きまして、議案第43号平成28年度こばやしスクールサポートボランティアセンター地域コーディネーターの任命について、お願いいたします。

どうぞ。

上別府課長 先ほどの関連でございます。こちらにつきましては、地域コーディネーターということで、実際に地域の方々から選出されております。名簿がございますけど、黒で強調してある方が3名いらっしゃると思います。民生・児童委員が2名、PTA会長の3名の方が新規で、あとの方は全て継続でございます。よろしく申し上げます。

榎委員長 何かご質問はないでしょうか。(なし)
ないようですので、議案第43号平成28年度こばやしスクールサポートボランティアセンター地域コーディネーターの任命について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。

榎委員長 続きまして、議案第44号平成28年度図書館協議会委員の委嘱について、お願いいたします。どうぞ。

上別府課長 議案第44号でございます。図書館協議会の委員の委嘱でございます。名簿が出ておりますけど、異動に伴う交代ということで、紙屋小学校の校長先生を新規ということをお願いしたいと思います。それと、私も、今回、異動ということで、新規ということをお願いしたいと思います。それから、3番目の方なんですけど、こちらは学校教育課の職員なんですけど、図書館の指定管理者がとらいくるさんに移動になった関係もありまして、後任として学校教育課の図書館の担当を委員としておりますので、お願いしたいと思っております。
以上でございます。

榎委員長 何かご質問はないでしょうか。どうぞ。

中屋敷教育長 ちょっと確認というか、素朴な質問なんですけど、任期が6月30日というのは何かあるんですか。

上別府課長 年度途中から任期が始まって、それがずっと続いているということになります。

中屋敷教育長 6月30日が終わったら、今度は28年7月1日から29年6月30日というふうになるんですか。

上別府課長 持ち帰って確認します。

榎委員長 それでは、議案第44号平成28年度図書館協議会委員の委嘱について、

ご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

榎委員長 続きまして、議案第45号平成28年度社会教育委員の委嘱について、お願いいたします。

上別府課長 社会教育委員の委嘱でございます。

まず、2番目の校長先生が異動による交代ということでございます。それから、7番目がPTA協議会の会長ということで、こちらも年度の交代でございます。

それと、9番目ですけど、こちらにつきましては、細野のまちづくり協議会の会長さんということで、社会教育委員は、地域に根差した活動ということで、徐々にこのまちづくり協議会のほうからの代表というのを増やしていきたいなということで、今回、新規で依頼いたしました。

それから、10番の方、こちらも年度の交代でございますけど、こちらにつきましては、須木のまちづくり協議会と、それから須木庁舎のほうから女性の方でいらっしゃいませんかということで打診をしまして、PTAの副会長もされているからいいんじゃないでしょうかというご推薦をいただきまして、以上のこの4名が新規ということでお願いしたいと思っております。

以上です。

榎委員長 何かご質問はないでしょうか。ありませんか。(なし)

それでは、議案第45号平成28年度社会教育委員の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。それでは、承認いたしました。

榎委員長 議案第46号平成28年度社会教育指導員の委嘱について、説明をお願いいたします。どうぞ。

上別府課長 お手元の資料に名簿が出ております。

新規ということで、上から3番目、3月で退職された福留先生の後任ということでお願いしたいと思っております。

それから、その下の方なんですけど、こちらも新規ということになります。昨年度まで委託職員ということでお願いしていましたが、今回、社会教育指導員に変えてお願いしたいということで、この2人が新規で、あとの

方につきましては継続でございます。以上です。

槇委員長

何かご質問はないでしょうか。ないですか。(なし)

それでは、議案第46号平成28年度社会教育指導員の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。(はい) ありがとうございます。

槇委員長

続きまして、議案第47号平成28年度小林市子ども読書推進委員会委員の委嘱について、お願いいたします。

上別府課長

お手元の資料に名簿が出ております。

上から2番目、こちらはPTA協議会の代表ということで、新しくなられる方です。それから、3番目の校長先生、それから、9番の課長、こちらは市の福祉課長ということでございます。それから、13番は、学校教育課の職員でございます。この4名を新しく委嘱することで、よろしく願いいたします。

槇委員長

何か質問はないでしょうか。よろしいでしょうか。(なし)

それでは、議案第47号平成28年度小林市子ども読書推進委員会委員の委嘱について、承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長

続きまして、議案第48号平成28年度小林市教育集会所運営審議会委員の委嘱について、よろしく願いいたします。

上別府課長

お手元の資料に名簿が出ております。2人の方を交代ということでお願いしたいと思っております。

1人目が小林中の校長先生です。

それから、2番目の人権対策監でございますけど、こちらにつきましては、昨年までは市民課の人権対策グループの主幹のほうが委員として入っておりましたけど、今回、組織改正がありまして、市長部局のほうに異動した、昨年まで社会教育課の主幹をしておりました職員が新しく人権対策監ということで配置されましたので、この2人の交代ということでお願いしたいと思っております。以上です。

槇委員長

何かご質問はないでしょうか。よろしいでしょうか。(なし)

それでは、議案第48号平成28年度小林市教育集会所運営審議会委員の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございました。

楨委員長 続きます、議案第49号平成28年度放課後子ども教室コーディネーター、教育活動サポーターの委嘱について、お願いいたします。

上別府課長 こちらにつきましては、新規の方は、一番下の方だけが新規でございます。あとは留任なんですけど、4名ほど減っております。西小林小が1名減っております。それから、栗須小が2名です、それから、永久津小が2名減りましたけど、1名配置されましたので、これは1名減です。ということで、今年度はこの体制でお願いしたいなと思っております。

楨委員長 何かご質問はないでしょうか。(なし)

楨委員長 それでは、議案第49号平成28年度放課後子ども教室コーディネーター、教育活動サポーターの委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。

(はい) ありがとうございます。

楨委員長 続きます、議案第50号小林市教育委員会職員の服務に関する取扱について、説明をお願いいたします。どうぞ。

野口 議案第50号につきましては、申請書を載せておりますけども、4月1日より小林中学校のほうに事務補助として、臨時職員の身分ですけども、男性の方を配置しております。この方が、昨年度以前から自宅で営業ということで、学習指導を行う学習塾のようなものをずっと経営されているということでございまして、営業の状況としましては、毎週水曜日、土曜日の夕方6時から8時の2時間程度、現在は小学校6年生が1人通っているということで、月の月謝が4,000円ということのようです。

こういった事例につきましては、一昨年度、26年度末に学校用務員のほうで、趣味でトールペイントとかを作成している人がいて、道の駅ですとか、のじりこぴあのほうから取り扱いをさせてほしいということで商品を陳列して、売り上げがあったときにはその分が収入になるというふうなことで、一度、お諮りをしてお認めいただいたケースがあります。

しかし、今回は定期的にこういった営業をされるということなんですけども、事業形態としましては教育分野の内容ということもありますので、公序良俗的には反しないのかなというふうに考えております。

お諮りさせていただいてご承認いただけるとしましたら、裏の様式をつけてありますけども、許可する場合にはこういった様式で通知をすることに

なります。平成何年何月何日付で申請のあったことについては、地方公務員法の第38条第1項に基づいて許可をすると。「ただし」ということでただし書きがありまして、以下の条項に違反したときは許可を取り消しますよということで、3項目ほど書いてあります。公務員としての身分をわきまえてということや不名誉となるような行いをしてはならないと、信用失墜行為ですね、それと職務に影響を及ぼしてはならないということで、事業形態としては週2回で水曜日と土曜日2時間ずつということになっておりますので、以上、ご審議をお願いしたいと思います。

楨委員長 何かご質問はありますか。
どうぞ。

中屋敷教育長 基準というのがあるんですか。さっきのトールペインティングが、前例があるというのはわかったんですけど、何か基準を設けないとぶれるかなというのがちょっとあって、なければ、今から基準をつくらないと、一回一回、こういう申請が出たときにどうかというのもいかなものかなと思っています。

楨委員長 どうぞ。

野口 おっしゃるとおり、内規のような判断基準はちょっと整備する必要があるかなと感じております。

実は、その以前にも申し出があった経緯がありまして、そのときには飲食店でのアルバイトをしたいというようなことで、ちょっとアルコールも伴うような場所でしたので、それはちょっと難しいんじゃないでしょうかというふうにお断りをして、それ以上言われなかったんでそれで終わってしまっているんですが、本来であれば、やっぱり申請を受けて審議すべきだったのかなというふうにも思っています。

ただ、今のところは明確な内規というのは存在していませんので、ちょっとその点については、今後、内部で検討をして、またしかるべきときに示していきたいなというふうには思っております。

以上です。

楨委員長 何か質問はないですか。

野口 すみません、もう一つ、従事する理由というところで、いわゆる以前からもされていたと、ただ、今、規模が縮小してきているということがあるの

と、この方は、小林市で今年から働く前に、えびの市のほうで嘱託職員として用務員のようなことをされていたということで、そのときもえびの市には申請をして、許可をしてもらっているというようなことはお聞きをしております。

槇委員長 何かないですか、ご質問。

市の職員なわけですよ、この方は。

野口 そうですね、臨時職員ですけども、市の職員ということですね。

槇委員長 それでは、案第50号小林市教育委員会職員の服務に関する取扱について、この件についてご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

では、ご承認いただきましたので、よろしく願いいたします。

野口 次回開催なんですが、日程はご連絡をすぐしたいと思います。また議会が5月末から始まりますので、そのあたり、調整をまたさせてください。

槇委員長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは以上で本日の会議を終了します。ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

閉会 17:28

委員長

委員長職務代理者

委員

委員

教育長

調整職員
